**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年七月三十一日

長崎県島原市弁天町一丁目七四〇〇番地一

九州物産株式会社

代表取締役　佐藤　祐司

**合併につき株券等提出公告**

当社は、ニューウエイズジャパン合同会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年七月三十一日

東京都港区芝公園三丁目四番三〇号三二芝公園ビル

ニューウエイズジャパン株式会社

代表取締役　テレンス・ジョン・ホワイト

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社十六ディーシーカードと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県岐阜市神田町七丁目一八番地

ぎふぎんカード株式会社

代表取締役　松久　正幸

**合併につき株券等提出公告**

当社は、マスプロ電工株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年七月三十一日

株式会社はしやま

代表取締役　端山　佳誠

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である峯知子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月三十一日

東京都新宿区新宿五丁目一一番一三号

J.Wright,Inc.

日本における代表者　峯　知子

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である岩口孝佳が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年七月三十一日

東京都港区高輪四丁目一一番三三号

ピーエヌエルネットワーク株式会社

日本における代表者　岩口　孝佳

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である櫻井和儀が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月三十一日

東京都中央区日本橋二丁目一番一四号

ボイジャー・ワン・コープ

日本における代表者　櫻井　和儀

**限定承認公告**

本籍東京都東村山市青葉町三丁目一四番地五七、最後の住所東京都練馬区関町北二丁目二六番一八号三Ｆ　被相続人　亡　金澤　秀吉

右被相続人は平成二十四年四月九日死亡し、その相続人は平成二十四年七月四日東京家庭裁判所にて限定承認の申述をなし同月十九日に受理されたので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県所沢市所沢新町二五五四番地の一ランドシティ新所沢三〇一

限定承認者　金澤　龍吉

**限定承認公告**

本籍東京都江戸川区西葛西六丁目二八番、最後の住所東京都江戸川区西葛西六丁目二八番二〇―一一一号　被相続人　亡　塚原　彦吉

右被相続人は平成二十二年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年七月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十一日

東京都立川市柴崎町二―一三―四メゾン柴崎二〇一さいとう法律事務所

限定承認者　田島　ミエ

法定代理人成年後見人　弁護士　齊藤　園生

**限定承認公告**

本籍新潟県柏崎市西本町一丁目一二一〇番地一、最後の住所新潟県柏崎市番神二丁目四番一号　被相続人　亡　谷川千重子

右被相続人は平成二十二年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十四年七月六日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十一日

名古屋市瑞穂区惣作町二丁目二二番地

相続財産管理人　田邊　顕人

**限定承認公告**

本籍愛知県瀬戸市三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　國和

右被相続人は平成二十四年三月十三日死亡し、その相続人は平成二十四年七月十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十一日

愛知県瀬戸市八王子町一二五番地

限定承認者　鈴木　甲次

**限定承認公告**

本籍兵庫県豊岡市元町二五番地一、最後の住所兵庫県豊岡市元町一〇番二号

被相続人　亡　遠藤嘉吉郎

右被相続人は平成二十四年四月二十二日死亡し、その相続人は平成二十四年七月十七日神戸家庭裁判所豊岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月三十一日

兵庫県豊岡市元町一〇番二号

相続財産管理人　遠藤玄一郎

**大阪市公営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　大阪市に代わって大阪市公営住宅及び共同施設の管理を行う者の名称

大阪市住宅供給公社

二　前項の者が管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

大阪市営住宅条例施行規則（平成九年大阪市規則第六十一号）別表第一に掲げる公営住宅及びその共同施設並びに別表第二に掲げる駐車場

三　第一項の者が行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて公営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

ただし、次に掲げるものを除くものとする。

（一）法第二十二条の規定による入居者の公募及び特定入居に関すること。

（二）法第二十三条及び第二十四条の規定による入居者資格に関すること。

（三）法第二十五条第一項の規定による入居者の決定に関すること。

（四）法第二十九条第一項及び第七項の規定による高額所得者に対する明渡請求に関すること。

（五）法第三十二条第一項第一号から第五号までの規定による不正入居、家賃滞納等の入居者に対する明渡請求に関すること。

（六）法第三十三条第一項の規定により公営住宅監理員を置き、又は同条第二項の規定により公営住宅監理員を命ずること。

（七）法第三十四条の規定により法第二十九条第一項の規定による高額所得者に対する明渡しの請求又は法第三十条第一項の規定による収入超過者に対するあっせん等に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。

四　第一項の者が公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成二十四年八月一日から

平成二十五年三月三十一日まで

平成二十四年七月三十一日

大阪市北区天神橋六丁目四番二〇号住まい情報センター内　大阪市住宅供給公社

理事長　岩城　良夫

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月三十一日付第一六五号
●六月二十日付参会第一七一二八ページ●同日付政府調達第一四四号二四ページ
号（その一）四八ページ●同（その二）一二八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）